

留意し、適切なものを選定すること。

(7) 作業方法の改善(2の(4)関係)

全体換気装置による換気が行われている作業場であっても、給気口から送られる新鮮な外気が作業場全体に行き渡らない等により、空気中の揮発性物質の蒸気の濃度は、必ずしも均一とはならない。このため、作業に従事する労働者が局所的に高い濃度の蒸気にさらされることにより当該労働者のばく露が大きくなることがあることに留意すること。また、洗浄作業を手作業で行う場合には、労働者の呼吸域が揮発性化学物質の発散場所からできるだけ離れて行うことができるよう工夫する必要がある。

(8) 危険有害性等の表示、通知(2の(5)関係)

労働安全衛生規則第576条及び第577条は、有害物を取り扱い、蒸気を発散する有害な作業場においては、事業者は、その原因を除去し、屋内作業場における蒸気の含有濃度が有害な程度とならないよう必要な措置を講ずることとされており、化学物質を取り扱う事業者は、有機則等の特別則による規制の有無にかかわらず、その物質の危険性や有害性を把握した上で、適正な化学物質管理を行うことが求められている。

労働安全衛生法第57条は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物等約100物質及びその混合物を表示対象物質とし、同法第57条の2は、640物質及びその混合物を通知対象物質としているが、労働安全衛生規則の改正により、平成24年4月から、その他の危険有害性情報を有するすべての化学物質及びその混合物について、表示や通知をすることが努力義務とされている。このため、事業者は、洗浄剤を購入する際に、含まれる化学物質に関する危険有害性情報を入手して確認し、労働者に周知する必要がある。その詳細は、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示

又は通知等の促進に関する指針」(平成4年労働省告示第60号)によること。

2 有機塩素系洗浄剤に多く含まれている代表的な脂肪族塩素化合物 [別掲表]

※基安発0723第2号で社団法人日本印刷産業連合会会長、基安発0723第3号で社団法人全国鍍金工業組合連合会会長宛てに、同じタイトル及び内容で通達されている。

平成24年7月25日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課発表

胆管がん発症に関する 各種取組み状況について

大阪府の印刷事業場での胆管がんの発症を受けて実施している原因究明に関し、医学的調査の実施、全数調査等の取組みの具体的内容を以下によりお知らせします。

1 印刷業に対する全数調査の実施について

先般、印刷業で洗浄作業を行う等の561事業場を対象に実施した一斉点検の結果を踏まえ、有機溶剤を使用するすべての事業場に対して、有機溶剤中毒予防規則(以下「有機則」という。)等の遵守を徹底させることを目的として、次のような集中的な取組みを行う。

(1) 有機溶剤等の使用状況に関する調査

全国の印刷業事業場(製本業及び6月に実施した一斉点検の対象事業場を除く。)約16,000を対象に、7月下旬に調査票を送付して回答を求める。回答票は、都道府県労働局あてに8月20日までに

名称	有機則分類	がん指針	管理濃度(ppm)	表示	通知
ジクロロメタン(ジクロロメタン、塩化メチレン)	第2種	○	50	○	○
1,2-ジクロロプロパン(塩化プロピレン)	—	○	10		○
トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)	第1種		10	○	○
テトラクロロエチレン(テトラクロロエチレン)	第2種	○	50	○	○

ファクシミリ等で返送する。

(2) 有機則等に関する集団説明会

9月から10月にかけて全国各地で実施

(3) 立入調査等の実施

1及び2の取組みの結果、法令の周知が十分でないと考えられる事業場等をリストアップする。労働基準監督官、労働衛生専門官等が個別に事業場を往訪し、有機則等の遵守状況を現場で確認、法令違反があれば是正させる。

2 有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組みについて

有機塩素系洗浄剤は、1,2-ジクロロプロパンをはじめとする脂肪族塩素化合物^{注)}が多く含まれていることから、通風が不十分な場所でこれらを用いて洗浄作業を行う場合は、法令等の規制の対象となっていない場合でも、適切な換気の確保や作業方法等の改善を指導するよう、平成24年7月23日付けで都道府県労働局に指示するとともに、印刷業界団体等に対して指導を行った。

注) 脂肪族塩素化合物とは、ベンゼン環を含まない直鎖又は環状炭化水素の一部が塩素化された化合物で、通常、塩素を含まない炭化水素よりも油脂に対する洗浄力が高い。炭素原子や塩素原子の数が数個のものは常温で液体である。ジクロロメタン(ジクロロメタン)、トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)、四塩化炭素のように有機則で規制されているものもあるが、炭素原子、塩素原子の組合せにより様々な化学物質が存在する。

3 職業性胆管がん相談の状況

厚生労働省及び産業保健推進センターの相談窓口に寄せられた胆管がんに関する各種相談の状況は次のとおり。

4 疫学的調査等について

大阪府の印刷事業場を中心に、疫学的調査手法を用いて胆管がんの発症状況の解明を行う。また、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等の代謝のしくみを調べてメカニズムを解明する。本調

査は、8月から大阪市立大学の圓藤吟史教授を中心とするグループで実施する。

(1) 労働者等に対する健康状況調査

(2) 事業場の胆管がん症例の解析

作業の種類、ばく露期間、性別、年齢などと発症との関連を調べる。

(3) 一般との発症状況の比較

労働者等が、一般的な集団と比べてどれぐらい発症状況が異なるかを、他の条件をできるだけそろえて比較する。

(4) 洗浄剤成分の代謝メカニズムの解明

有機塩素系洗浄剤に含まれる脂肪族塩素化合物の体内での代謝メカニズムにつき既存文献等を精査する。また、1,2-ジクロロプロパン等の化学物質を動物に投与して、代謝物を調べる。

胆管がんに関する相談窓口の状況

	合計	東日本	西日本	産業保健推進センター
7月12日	84	—	52	32
7月13日	100	37	63	—
7月17日	68	25	29	14
7月18日	49	22	18	9
7月19日	39	14	25	7
7月20日	27	13	14	—
7月23日	22	6	16	—
合計	396	117	217	62

平成24年8月31日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策発表

大阪府の印刷事業場に対する 測定結果等について

厚生労働省では、大阪府の印刷事業場での胆管がんの発症を受けて実施している原因究明に関し、作業場所での環境測定、有害物質の使用状況等について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に調査を依頼していました。同研究所は、5月28日、6月7日、6月30日と7月1日に現地調査を行い、このたび、その結果報告書を取りまとめた